

Okakenkyo News Letter

2025
12月
868号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②『今を守る！未来を創る！』建設産業
県立図書館で業界をPR
- ③岡山県下公共工事の動向（11月分）
- ⑦建退共だより
- ⑨法律相談コーナー
- ⑩建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑫建設業総合補償制度のご案内
- ⑬岡山県からのお知らせ
- ⑯岡山労働局からのお知らせ



衆楽園[津山市]（提供：岡山県観光連盟）

『今を守る！未来を創る！』建設産業 県立図書館で業界をPR

岡山県建設業協会と岡山県測量設計業協会は、令和7年9月3日（水）から9月28日（日）まで岡山県立図書館1階閲覧室入り口で『『今を守る！未来を創る！』建設産業』をタイトルとして多くの方に建設産業の魅力や重要性を伝えることで興味・関心を広げ、入職者の裾野を広げることを目的にポスター・パネルなどの掲示やそれぞれの協会PR動画を上映しました。

この展示は県立図書館と県が連携して行っているもので、今回が初参加となりました。



岡山県下公共工事の動向 〈11月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

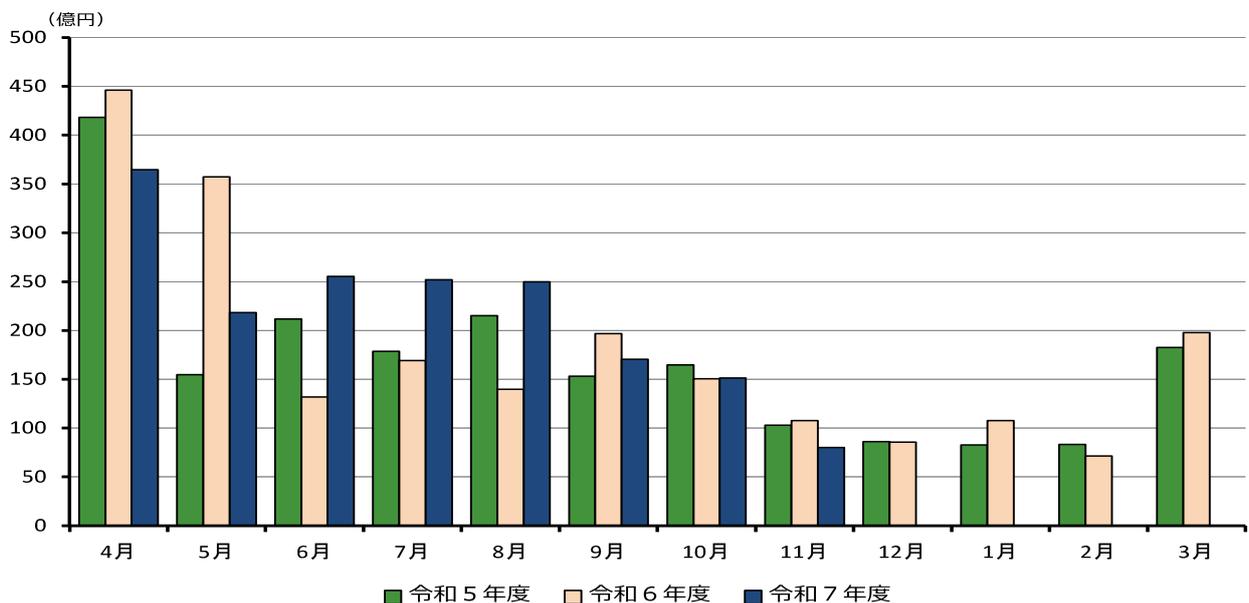
I. 単月（令和7年11月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	5	153	▲12	▲1,088	▲70.6%	▲87.6%
	独立行政法人等	0	0	▲1	▲11	—	—
	岡山県	120	2,658	0	▲175	0.0%	▲6.2%
	市町村	168	4,981	▲23	▲1,232	▲12.0%	▲19.8%
	その他公共的団体	3	205	▲2	▲241	▲40.0%	▲54.0%
合計	296	7,999	▲38	▲2,748	▲11.4%	▲25.6%	
令和6年度	334	10,748	▲9	455	▲2.6%	4.4%	
令和5年度	343	10,293	7	485	2.1%	4.9%	
令和4年度	336	9,808	▲56	▲1,169	▲14.3%	▲10.6%	
令和3年度	392	10,977	▲12	633	▲3.0%	6.1%	

月別請負金額の推移



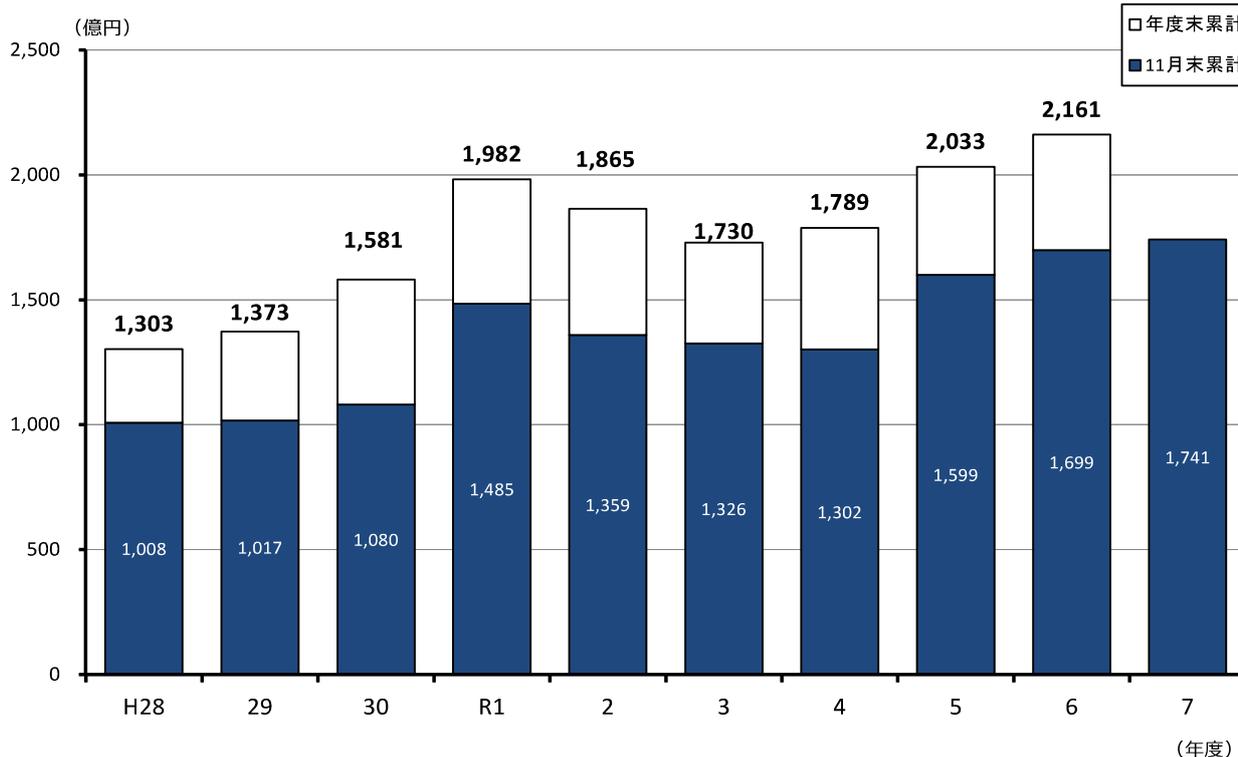
Ⅱ. 累計（令和7年4月～令和7年11月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	132	17,697	9	1,887	7.3%	11.9%
	独立行政法人等	42	19,392	▲5	2,390	▲10.6%	14.1%
	岡山県	1,217	28,311	52	▲1,134	4.5%	▲3.9%
	市町村	1,555	89,706	▲4	▲10,017	▲0.3%	▲10.0%
	その他公共的団体	29	19,025	▲3	11,085	▲9.4%	139.6%
合計	2,975	174,133	49	4,212	1.7%	2.5%	
令和6年度	2,926	169,920	10	9,981	0.3%	6.2%	
令和5年度	2,916	159,939	82	29,647	2.9%	22.8%	
令和4年度	2,834	130,292	▲172	▲2,309	▲5.7%	▲1.7%	
令和3年度	3,006	132,601	▲69	▲3,338	▲2.2%	▲2.5%	

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	69,522	5,192	8.1%	国	8,033	▲327	▲3.9%
				独法等	3,780	20	0.6%
				岡山県	8,156	▲1,977	▲19.5%
				市町村	44,038	4,062	10.2%
				その他	5,512	3,414	162.7%
東備地区	7,864	▲372	▲4.5%	国	455	2	0.6%
				独法等	1,919	▲903	▲32.0%
				岡山県	1,604	73	4.8%
				市町村	3,885	454	13.3%
				その他	0	0	-
倉敷地区	31,299	▲5,020	▲13.8%	国	3,078	626	25.6%
				独法等	1,991	1,991	<
				岡山県	4,107	▲408	▲9.0%
				市町村	20,674	▲7,380	▲26.3%
				その他	1,448	150	11.6%
井笠地区	25,964	9,281	55.6%	国	4,555	932	25.7%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	3,049	790	35.0%
				市町村	6,294	981	18.5%
				その他	11,355	7,097	166.7%
高梁地区	2,221	▲3,070	▲58.0%	国	144	125	673.1%
				独法等	0	▲303	-
				岡山県	951	▲75	▲7.4%
				市町村	1,125	▲2,817	▲71.5%
				その他	0	0	-
新見地区	5,328	447	9.2%	国	97	▲29	▲23.0%
				独法等	1,679	948	129.7%
				岡山県	1,938	491	33.9%
				市町村	1,580	▲847	▲34.9%
				その他	32	▲114	▲78.2%
真庭地区	13,089	1,947	17.5%	国	24	▲11	▲31.9%
				独法等	6,947	1,533	28.3%
				岡山県	2,229	▲172	▲7.2%
				市町村	3,887	598	18.2%
				その他	0	0	-
津山地区	11,187	▲3,052	▲21.4%	国	720	248	52.7%
				独法等	372	▲427	▲53.4%
				岡山県	3,612	▲376	▲9.4%
				市町村	5,881	▲2,956	▲33.5%
				その他	599	459	330.6%
勝英地区	7,655	▲1,141	▲13.0%	国	587	320	119.7%
				独法等	1,989	51	2.7%
				岡山県	2,661	520	24.3%
				市町村	2,338	▲2,111	▲47.4%
				その他	77	77	<
合計	174,133	4,212	2.5%	国	17,697	1,887	11.9%
				独法等	19,392	2,390	14.1%
				岡山県	28,311	▲1,134	▲3.9%
				市町村	89,706	▲10,017	▲10.0%
				その他	19,025	11,085	139.6%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小	2,800	92,961	55	3,413	2.0%	3.8%
大手	116	29,735	▲10	8,003	▲7.9%	36.8%
共同企業体	59	51,436	4	▲7,204	7.3%	▲12.3%
合計	2,975	174,133	49	4,212	1.7%	2.5%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	1,998	80,410	45	5,093	2.3%	6.8%
建築	246	45,959	▲37	▲15,423	▲13.1%	▲25.1%
電気	140	14,999	10	5,589	7.7%	59.4%
管	94	11,967	7	2,080	8.0%	21.0%
測量・調査・設計	355	4,369	34	500	10.6%	12.9%
その他	142	16,425	▲10	6,372	▲6.6%	63.4%
合計	2,975	174,133	49	4,212	1.7%	2.5%

(建退共だより)

建設現場で働く方へ

建設業で働くなら
「安心」な会社
で働こう!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

KENTAIKYO

建設業退職金共済制度は、
建設業界の人と企業の未来を見据え、国がつくった退職金制度です。

労働者の
自己負担ゼロ!

国の制度だから
安全・確実!

働いた年数が
長いほど有利!



建退共の加入事業所が
HPで確認できます ▶

建退共



<https://www.kentaikyo.taisyokuin.go.jp/>



建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

建退共加入事業所で働けば、 確かな退職金がもらえます！

建退共制度は、建設現場で働く方々のために国がつくった退職金制度です。
事業主が現場労働者の働いた日数に応じて掛金を納付し、
その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金が支払われる、
建設業界全体での退職金制度です。

建退共加入事業所で働く 安心ポイント



1 国の制度

退職金は、国が定めた基準により計算し支払われるため、安全確実です。

2 誰でも

大工・左官・とび・電工・鉄筋工・配管工・塗装工などの職種、国籍を問わず、建設現場で働くほとんどすべての人が加入できます。

3 転職後も継続

勤め先が変わっても、建退共に加入している企業であれば退職金を引き継ぐことができます。

※建退共HPで制度に加入している企業を確認できます。

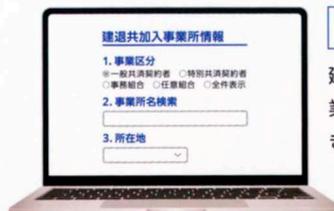
4 自己負担ゼロ

掛金は全額事業主の負担となるため、自己負担する必要はありません。

加入事業所を確認しよう！

建設現場で確認

官公庁や民間の工事を受注した建退共加入事業所が行う工事現場の事務所や出入口などに、右図の黄色の現場標識が掲示されています。



HPで確認

建退共のHPから、加入事業所を確認することができます。



第186回 会社の秘密保持義務

●相談内容●

会社の秘密保持をするために、具体的にどのようなことをする必要はあるでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

会社の秘密保持は、対外的な対策(取引先など外部組織との関係での定め)、対内的な対策(在籍しているまたは退職した従業員との関係での定め)の大きく2つに分けることができます。

対外的な秘密保持条項

一般的に事業者同士で契約を締結するにあたっては、お互いのノウハウが他に流出しないように秘密保持を定めることが一般的です。

基本契約において秘密保持条項を設ける方法でもいいですし、個別に秘密保持契約書を締結する方法でも構いません。

会社としてどのようなことを秘密保持で定めるかについて、定型的なものを準備しておく方がいいと思われます。

従業員との関係での秘密保持義務

会社のノウハウや必要な情報が漏洩するリスクは従業員との関係でも起こりえます。

在職中の従業員との関係では、労働契約の付随的な義務として、秘密保持をする義務が認められますし、また、就業規則で秘密保持について義務付ける規定を定めるという対応をすべきでしょう。

一方、退職後の従業員との関係で秘密保持に関してどのような合意をするかが問題となります。一番有効な方法は、退職する従業員との関係では誓約書を記載してもらう方法を取ることです。つまり、会社として退職する従業員との関係で締結する誓約書の書式を作成しておき、退職するすべての従業員に署名押印をしてもらうという方法です。

とはいえ、無制限にただ秘密保持を定めればいいということではありません。専門性が乏しいものについてまで秘密保持を過度に定めるもの、技術が陳腐化する可能性があるにもかかわらず長期間の秘密保持義務を設けるものは、公序良俗に反するものとして無効と判断される可能性があります。

何よりも事前の準備が必要

以上のように秘密保持に対する対応は、事前にどういった秘密を対象に、どの程度義務を定めるかを定めるものであり、会社内でどれだけ準備しているかが大事です。契約書の条項、就業規則や誓約書の条項でお悩みがあれば、是非弁護士にご相談ください。

建設共済保険は、単独加入だけでなく他の保険等との **併用加入** でもメリットのある制度です

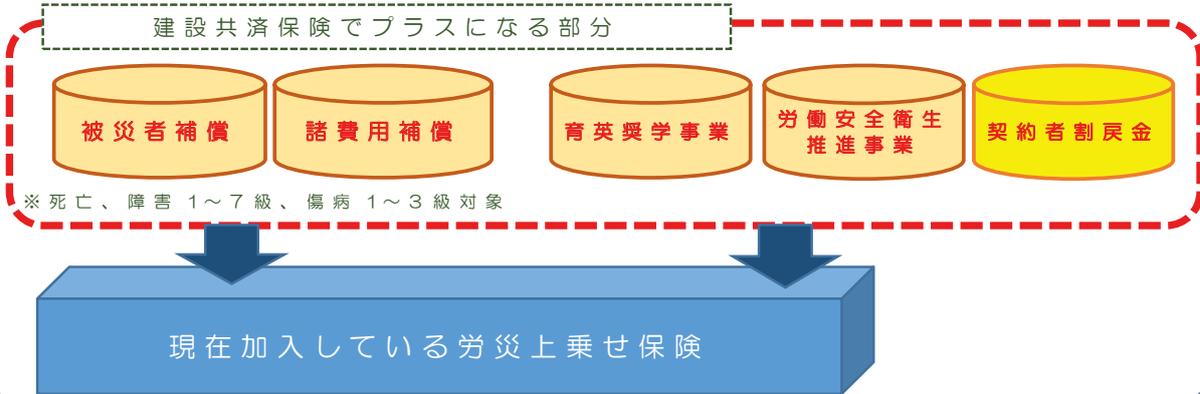
ご提案1：補償額を手厚くしたい

現在加入している保険に、建設共済保険を追加した場合

ポイント

重篤な災害における被災者への補償額が手厚くなることに加え、新たに企業防衛の観点からの保険金の支払いが追加され、更に評価の高い育英奨学事業・労働安全衛生推進事業も自動的に適用されます。

また、保険事業の決算で剰余金が発生した場合には契約者割戻金として契約者に還元されます（令和4年4月スタート！）。



ご提案2：保険料（掛金）を抑えたい

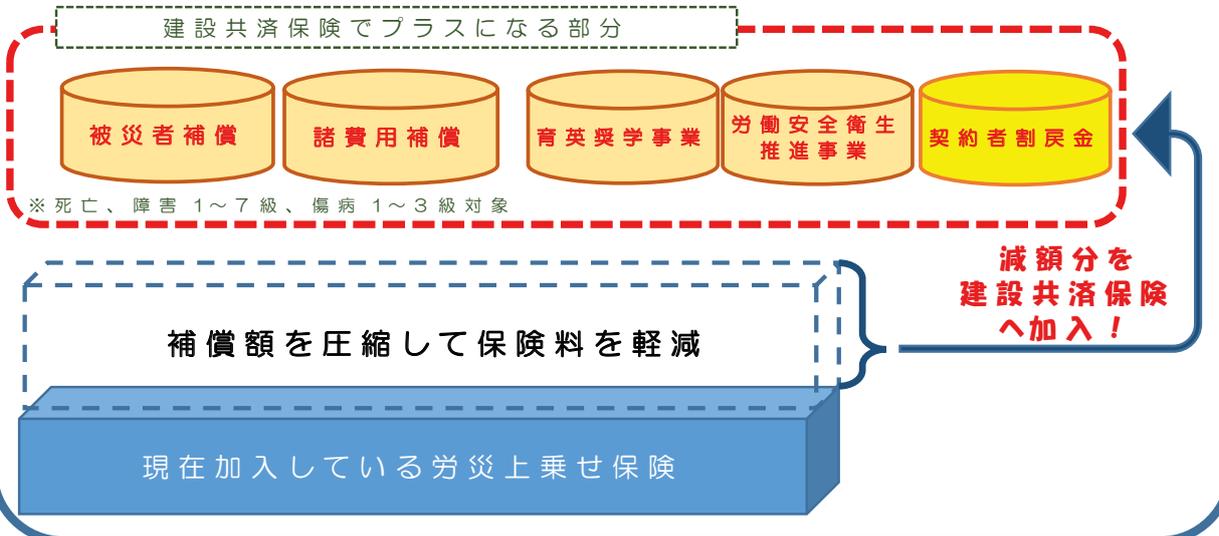
現在加入している保険から移行するか補償額を圧縮して、建設共済保険に減額分を加入した場合

ポイント

加入している保険から移行するか補償額を圧縮して保険料を軽減し、併せて掛金負担の少ない建設共済保険へ加入することで重篤な災害における補償水準を確保できます。

この場合、新たに企業防衛の観点からの保険金の支払いが追加されるとともに、評価の高い育英奨学事業・労働安全衛生推進事業も自動的に適用されます。

また、保険事業の決算で剰余金が発生した場合には契約者割戻金として契約者に還元されます。



保険金区分を増額しませんか

平成26年度から令和5年度(10年間)の保険金支払いにおいて、災害発生時に関係請負事業所から被災者1人あたりに支払われた金額は、平均で 2,782万円 となっています。

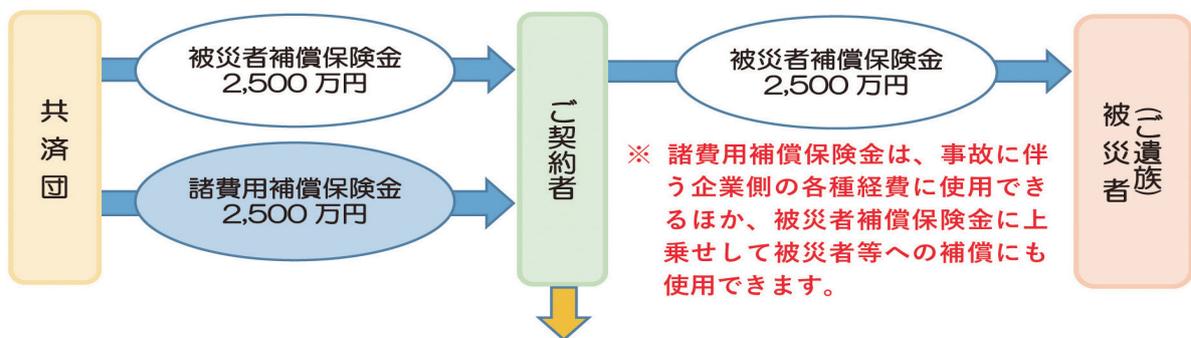
【R1年度～R5年度(5年間)では3,021万円】

○建設共済保険の保険金の特長

建設共済保険の保険金は『被災者補償保険金』と『諸費用補償保険金』で構成され、諸費用補償保険金は**被災者等に対する追加的補償(※)**はもちろんのこと、労働災害に基因して保険契約者が負担する諸費用を最大2,500万円まで補償します。

〔死亡災害発生時の保険金支払いの流れ〕

保険金区分合計5,000万円で加入されている場合



被災者の方への十分な補償を行えるよう、今回の契約更新の機会に保険金区分合計の増額を是非ご検討ください。

令和6年度は契約更新時に504社のご契約者が保険金区分合計を増額されており、うち9割弱の441社が一つ上の保険金区分合計(1,000万円増額)へ引き上げて加入されています。

なお、令和7年6月末現在、保険金区分合計「5,000万円」には1,054社のご契約者が加入されています。

○掛金額(年額)

保険金区分合計		1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
(被災者補償保険金)		(500万円)	(1,000万円)	(1,500万円)	(2,000万円)	(2,500万円)
(諸費用補償保険金)		(500万円)	(1,000万円)	(1,500万円)	(2,000万円)	(2,500万円)
完工高 1億円	土木一式	33,440円	66,880円	100,320円	133,760円	167,200円
	建築一式	12,760円	25,520円	38,280円	51,040円	63,800円

保険金区分については、契約更新時はもちろんのこと契約期間の途中でも増額することができます。掛金試算もできますのでお気軽に共済団までご連絡ください。

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

建設共済保険

検索

建設業

毎月の中途加入も可能です!!



総合補償制度のご案内

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを包括的に補償します!

補償制度の特徴

1 会員専用の補償制度で
保険料が割安

割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより個別
加入と比較して低廉な保険料



2 年間包括契約方式で
加入手続きが簡単

簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
工事ごとに保険を手配する必要がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)



3 無料法律相談

安心
サポート

補償制度加入者限定のサービスと
して建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます



4 自社所有建機等も
カバー

幅広い

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能!!



事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一、事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。

※詳細は「パンフレット」をご覧ください。

●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835
●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

年末・
年始の

飲んだら乗るな！
後悔、先に立たず！

交通事故防止県民運動

運動期間

令和7年

12月1日(月)

令和8年

1月7日(水)

スローガン

新年へ 無事故のタスキ つなごうよ

重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 夕暮れ時・夜間等における交通事故防止とスピードダウンの励行
- 3 信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底
- 4 自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

年末
年始の

交通事故防止県民運動



入ろう
自転車
保険



かぶろう
自転車
ヘルメット

重点

1

飲酒運転の根絶

- ◆ 飲酒運転は、4(し)ない、3(さ)せない！
みんなで飲酒運転を根絶しましょう。



4
しない

- ① 酒を飲んだら運転しない。
- ② 運転するなら酒は飲まない。
- ③ 酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ④ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

3
させない

- ① 酒を飲んだ人には、車を運転させない。
- ② 酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- ③ 運転する人には、酒はすすめない。

- ◆ 「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- ◆ 令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の「酒気帯び運転等」の罰則規定が整備されました。

重点

2

夕暮れ時・夜間等における交通事故防止とスピードダウンの励行

- ◆ 自転車や自動車は、早めにライトをつけましょう。
- ◆ 対向車や先行車がないときは、自動車のライトはハイビームにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- ◆ 歩行者や自転車は、明るい目立つ色の衣服で、夜光反射材やLEDライトを身につけましょう。
- ◆ スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、事故に遭ったときの被害を軽減することができます。
- ◆ 危険が発生した場合でも、安全に停止できるよう、道路状況に応じた速度で運転しましょう。
- ◆ カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



重点

3

信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底

- ◆ 運転者は次のことを守りましょう。

- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、自動車は一時停止しなければなりません。
- 道路標識や予告標示(ダイヤマーク)に注目して走行しましょう。

- ◆ 歩行者は次のことを守りましょう。

- 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
- 自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、渡ろうとする気持ちを明確に伝えましょう。



重点

4

自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ◆ 令和8年4月1日から交通反則通告制度が導入されます。自転車の通行方法のルールを今一度確認し、しっかりと守りましょう。
- ◆ 自転車も含め、運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持ったの通話や画面注視といった「ながら」運転をしてはいけません。
- ◆ 「ながら」運転は重大な事故の原因となるためやめましょう。
- ◆ 自分の身を守るため、ヘルメットを確実に着用しましょう。
- ◆ 万が一自転車事故を起こしたときに備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- ◆ 令和6年11月1日から自転車の運行中における携帯電話使用等のいわゆる「ながら運転」の罰則規定が整備されました。



令和7年度北方領土問題キャッチコピーの募集
～みんなのアイデアが力になる～入選作品の発表について

独立行政法人北方領土問題対策協会
(令和7年11月5日決定)

全国の皆様から12,339作品のご応募をいただき、11月5日(水)に実施の選考会において、以下のとおり各賞を決定いたしました。
たくさんのご応募ありがとうございました。

(敬称略)

最優秀賞

語るたび その^{しま}四島がまた 近くなる
齋藤 聡紀 (大阪府)

優秀賞

あきらめない 想いを形に ^{しま}四島返還
竹田 稜 (神奈川県)

立ち向かえ ^{しま}四島の時計が動くまで
三谷 碧依 (東京都)

返還へ 舵を切るのは ^{みな}皆の声
大西 佳永子 (奈良県)

帰るべき島がある。語るべき未来がある。
大島 龍宇 (東京都)

佳作

返還へ 根強い対話が 道ひらく
村岡 孝司 (兵庫県)

「いつか」じゃない 「今」に変換 ^{しま}四島返還
西日向花 (福岡県)

近くて遠い故郷、あなたの声が 道しるべ
栗田 侑希哉 (静岡県)

あげる声 集まる力 ^{しま}四島返還
長谷川 伸二 (神奈川県)

北の^{しま}四島 歴史と誇りをとりもどす
池田 羽奈寧 (京都府)

もっと自分らしい
Refresh/
働き方
休み方

年末年始は
年休とって
ほっとひとやすみ

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化につながる年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方につながる時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、これを機に導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。岡山労働局雇用環境・均等室（電話 086-225-2017）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

協会日誌

- 7.11. 5 暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会
- 7.11. 6 第68回全国建設労働問題連絡協議会(東京)
- 7.11.14 正副会長会
- 7.11.14 令和8年度建設関係予算確保等の陳情(自民党県議団)
- 7.11.18 全建 全国会長会議(東京)
- 7.11.27 西日本建設業保証(株) 取締役会(大阪)

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp